

推薦会員規程

平成9年6月24日制定
令和5年7月31日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学校友会会則第5条第1項第6号に基づき、推薦会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 推薦会員は、正会員以外で本人が会員となることを希望し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 学校法人日本大学評議員又は評議員であった者
- ② 日本大学に在籍した者
- ③ 日本大学附属及び特別・準附属校を卒業した者
- ④ 日本大学が設置する専門学校を卒業した者
- ⑤ 日本大学司法研究所若しくは会計学研究所で受講した者で司法試験又は公認会計士試験に合格した者
- ⑥ 日本大学から博士の学位を授与された者
- ⑦ 日本大学が設置する学校又は日本大学が契約した特別・準附属校に勤務する非常勤教員

(入会手続)

第3条 前条に定める要件を満たす者は、申込書及び資格要件を証明する書類をもって、校友会会長に申し込むものとする。

- 2 前項の申込みがあった場合、校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し、その結果を申込書と共に執行部会に報告する。
- 3 執行部会は、前項の報告を受け、入会の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 4 推薦会員となることを認められた者については、定められた期日までに別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年7月31日から施行する。